

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



57歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 遺産の分け方は二次相続も視野に入れて

### 「配偶者の税額軽減」の注意点

こんにちは、高橋学です。今回のテーマは、相続における「配偶者の税額軽減」。基本的な仕組みから活用の注意点までを紹介します。

皆さんは相続において、「配偶者の税額軽減」という特例があることをご存じでしょうか？ これは相続税の計算に際し、配偶者の税負担を軽くするための制度。配偶者の遺産相続は1億6,000万円以下か、1億6,000万円を超えても法定相続分までは非課税となります(図表1)。このため例えば父親が先に亡くなった相続(一次相続)では、「ひとまず母親名義に」ということになるケースも多いもの。「特例を最大限に活かすのが得策」だというわけです。

しかしこの発想には“落とし穴”もあります。相続には二次相続(上記例では、母親が亡くなった時の相続)もあり、一次相続の遺産の分け方によって二次相続の税負担が違って来るからです。一次相続で特例のメリットを受けたとしても、トータルで有利だとは限りません。そのため、二次相続での子供の税負担に気を配ることも重要です。

### 「残された遺族の生活」にも気を配る

一次相続の遺産分割により相続税がどう変わるのか、数字を用いて見てみましょう。図表2は遺産総額が2億円として、遺産の分け方によるトータルの相続税を試算したものの(一次相続は妻と2人の子供で遺産を分け、二次相続の妻の遺産額は一次相続での取得額として計算)。**①法定相続分通りのCASE1、②遺留分の範囲内で配偶者の税額軽減を最大活用したCASE2、③税額軽減を最小にしたCASE3のうち、トータルの相続税の最小はCASE3の2,105万円、最大はCASE2の2,515万円という結果となりました。**

とはいえこの数値を見て、CASE3が最も合理的だと考えるのは早計です。相続は税の多寡だけで決められる問題ではないからです。残された妻の生活を優先させるならCASE2も選択肢ですし、遺産の多寡によるトラブルを避けたい方でしたらCASE1も有効です。いずれにしても相続は、二次相続を踏まえて判断することが欠かせません。

また、二次相続まで踏まえた分割方法を遺言で指定することにより、ご自身の想いが実現できます。

M

■ 図表1 「配偶者の税額軽減」の概要

被相続人の配偶者が取得した財産は以下のどちらか大きい方まで「非課税」

① 1億6,000万円以下

OR

② 法定相続分以下

● 配偶者と子供が相続人である場合の配偶者の法定相続分は、遺産の2分の1

■ 図表2 遺産の分け方による税額の違い(試算)

● 遺産総額2億円で、相続人が妻と子供2人の場合

|        | 相続する人と金額<br>(夫死亡時・一次相続)  | 相続税               | 相続税<br>(妻死亡時・二次相続) | 相続税の合計  |
|--------|--------------------------|-------------------|--------------------|---------|
| CASE 1 | 妻:1億円<br>子:1億円           | 妻:0円<br>子:1,350万円 | 子:770万円            | 2,120万円 |
| CASE 2 | 妻:1億5,000万円<br>子:5,000万円 | 妻:0円<br>子:675万円   | 子:1,840万円          | 2,515万円 |
| CASE 3 | 妻:5,000万円<br>子:1億5,000万円 | 妻:0円<br>子:2,025万円 | 子:80万円             | 2,105万円 |

※子の相続金額と相続税は子2人の合計。二次相続の妻の遺産額は一次相続で取得した額と同額で、配偶者の税額軽減以外の控除は適用しないものとして計算。